



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(三件).....(一)
-(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....(一)
- 建築基準法による一団地の区域.....(一)
-(都市整備局市街地建築部建築指導課).....(一)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(二)
-(環境局環境改善部化学物質対策課).....(二)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域に係る特定有害物質の種類の一部除外(三件).....(三)
-(同).....(四)
- 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....(七)
- 訓 令(選)
- 告
- 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正.....(九)
- 特定非常利活動法人の定款の変更の認証申請.....(九)
-(生活文化局都民生活部地域活動推進課).....(九)
- 特定非常利活動法人の設立の認証申請.....(同).....(九)
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(二)
-(産業労働局商工部地域産業振興課).....(二)
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件).....(二)
-(東京都収用委員会).....(二)

告示

●東京都告示第千三百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二・十四号瑞江公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 江戸川区西瑞江三丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第千三百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第六十八号鶴の木一丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 大田区鶴の木一丁目地内
使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第五・四・四号洗足公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地

収用の部分 大田区南千束二丁目地内
使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番
 認定年月日

世田谷区成城六丁目一番一から同番四まで、同番六、同番七十七、三百一十一番、三百一十二番一、同番三、三百一十三番一、同番三、三百一十四番一、三百一十五番、三百一十七番四、三百一十八番三、三百一十九番から三百三十番まで、三百三十一番一、同番六、三百三十二番、七百八番、七百九十六番一から同番四まで、七百九十七番から七百九十九番まで、千三百三十九番二、同番三、千四百一十一番二、同番四から同番七まで、千四百四十四番一、同番一、千四百四十五番、千四百四十六番、千四百五十番一、千四百六十番三、千四百六十五番一、同番五から同番七まで、千八百八十五番一、同番二、千九百九十二番一、同番三から同番八まで、千九百九十九番、千二百十六番一及び成城七丁目千四百四十三番三

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

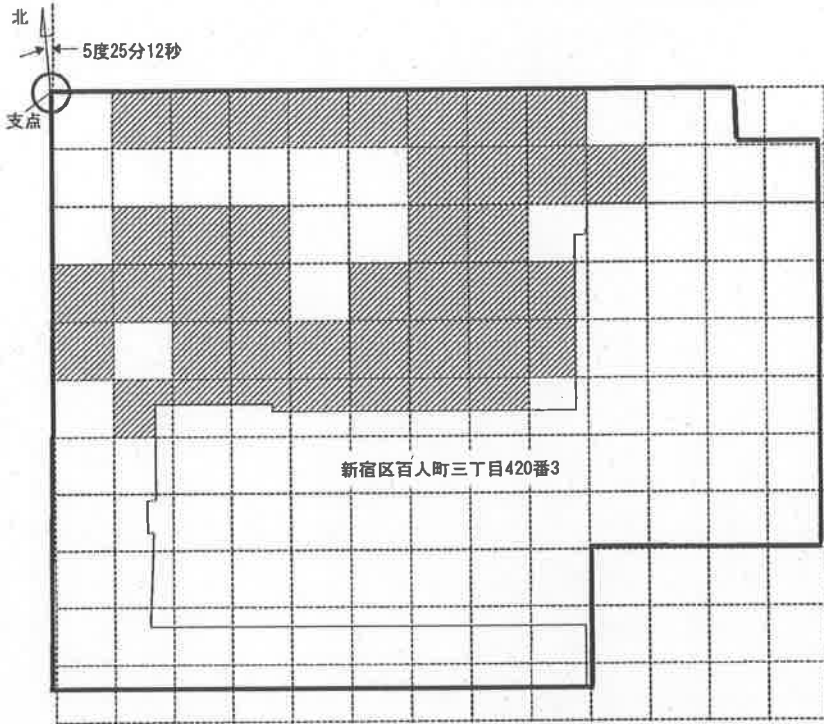
平成二十六年十月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区百人町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



<支点>
 支点は、新宿区百人町三丁目420番3の最北端とする。
 <格子の回転角度> 5度25分12秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 敷地境界線
 単位区画境界線
 調査対象地
 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三百八十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本郷二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物